

令和6年度 滋賀地方最低賃金審議会
 第1回滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金専門部会
 議事録

開 催 日 時	令和6年9月27日（金） 9時26分～11時45分
開 催 場 所	滋賀労働局 共用会議室
出 席 状 況	公益代表委員 出席3人（定数3人） 労働者代表委員 出席2人（定数3人） 使用者代表委員 出席3人（定数3人） 事務局 4人
出 席 者	公益代表委員 石井利江子 木下康代 佐野洋史 労働者代表委員 相澤三千代 濱崎 浩 使用者代表委員 有森淳三 中村 淳 西田保夫 事務局 中井労働基準部長、足立賃金室長、 平沢労働基準監督官、山下労働基準監督官
主 要 議 題	・滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定について（金額審議）
議 事 録	別紙のとおり

○事務局（室長）

それでは、ただ今から、「令和6度 第1回 滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金専門部会」を開催いたします。

本日は、委員の皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本専門部会の出席状況について、報告いたします。

公益側代表委員3名、労働者側代表委員2名、使用者側代表委員3名の合計8名のご出席をいただいています。

したがって、最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上が出席していますので、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。

本専門部会は第1回本審でも確認させていただいたとおり、滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項「ただし書」により、公労使の三者協議の場のみ、「公開」といたします。さらに、同規程第8条第2項及び第3項により、その「議事録」についてもホームページで公開することとなります。

よって、「同運営規程第7条第1項」の規定により傍聴の申込みを受け付けましたが、本日は傍聴を希望される方がおられなかったことをご報告いたします。

また、合同専門部会で本専門部会の部会長を佐野委員に、部会長代理を木下委員に就任していただくことが決定しています。

それでは、これからの進行を、佐野部会長にお願いいたします。

○部会長

みなさま、おはようございます。

本部会の議事進行を務めます部会長の佐野です。よろしくお願ひいたします。

それでは初めに、本日の資料について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（平沢監督官）

それでは、本日の資料につきまして説明させていただきます。

1 ページ資料 No. 1、こちらは大津財務事務所が公表しました「法人企業景気予測調査」で7月～9月期見込の滋賀県下の調査結果をまとめたものとなっております。企業の景況について、全産業の現状判断は「下降」超、先行きは「上昇」超となっております。

9 ページ資料 No. 2、こちらは滋賀県鉱工業指数（令和6年7月速報）で、合同専門部会でお配りしたものの最新データです。生産指数・出荷指数は3か月ぶりの上昇、在庫指数は3か月連続の低下となっております。

本日の資料につきましては、以上でございます。

○部会長

ただ今の説明について、質問等ございますでしょうか。

〔質問等なし〕

特になければ、議題の「滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正」の審議に入ります。

この専門部会は、今日を含めて3回、開催が予定されています。

特定（産業別）最低賃金は、「労使のイニシアティブにより設定されるもの」との原則に基づき、今年度の審議につきましても、合意形成に向けて、委員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

本日の専門部会は、最低賃金改正の実質的な審議を行う最初の会議のため、労・使双方から基本的なお考えやご意見などをお伺いして、その後、個別協議に入り、金額の提示をお願いしたいと思います。

それでは、まず、労働者側から基本的な考え、ご意見をお願いいたします。

○濱崎委員

労働者側の基本的な考えを述べさせていただきます。

賃金や最低賃金の引上げの必要性については、メディアなどを通じて今まで以上に注目されているところです。最低賃金が引き上げられてきていますが、私たちの食卓に欠かせない食料品など身近な生活必需品の価格は今も上昇し続けています。最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活は苦しくなっているのではないかと考えています。特定最低賃金専門部会の中でも窯業・土石については、最低位にあって、他業種との格差を改善するためには、当専門部会の決定の位置付けは、重要なものと考えております。

窯業・土石製品製造業が取り扱う製品は消費者の元に直接、届くものは少ないですが、製造業全体で付加価値を生み出す下支えの業種であること。また、肉体的にも厳しい作業環境下で働く者がいて当産業は成り立っているところからすると大きな企業の業績だけでなく、賃金が引き上げにくい中小企業の処遇改善と企業の持続的発展の両立、当産業から他産業への人材の流出を防ぐ視点も交えて審議を進めていく必要があるのではないかと考えております。

労働人口の減少に伴う地域・産業間の人材獲得競争の結果などを鑑みれば、特定最賃は入口賃金の意味合いで引上げ、産業の維持、成長と恒久的な人材確保にこれまで以上努めていく必要があると考えています。

当産業においては、厳しい経営環境下であることは認識していますが、労使の社会的責任を果たすべく積極的な論議を行いたいと思います。

○部会長

次に使用者側から基本的な考えやご意見をお伺いいたします。

○西田委員

使用者側の特定産業別最低賃金に向けた、基本的な考え方を述べさせていただきます。

地賃の引き上げ額は、令和6年度1,017円と過去最高額の50円引き上げ、率にして5.17%と使用者側としては不本意ではありますが決定いたしました。3%以上の引き上げを始めた平成28年から令和2年度はコロナ禍の影響で+2円となりましたが、令和6年までの9年間で累計253円と大幅な引き上げとなっております。平成27年比で見ると33.1%の大幅な引き上げとなっております。その結果、現時点では特定最賃は全業種ともに埋没しているという実態であります。

一方、各産業を見ると多くの企業は特定の産業だけに特化した仕事だけではなく、自動車や精密電機、窯業土石、一般機械においても、それぞれが複合した仕事に携わり、産業別とまったくくりで議論することが正しいのかということも私どもとしては考えているところです。

地賃が大きく引き上げられている状況の中、現在の「特定産業別最低賃金」に対しても一定の役割を終える時期が近付いているのではないかと感じているところです。

特定産業別最賃は、地賃の目安に引っ張られることなく従来の考え方を踏襲し、真摯に労使で議論をしていきたいと考えております。

以上です。

○部会長

ありがとうございました。

ただ今、労使双方から基本的な考え方が表明されました。

これらに関して、そのほかにご意見等はございませんか。

〔意見なし〕

ないようでしたら、これから具体的な金額審議に入りたいと思いますが、例年どおり専門部会を休会として、労働者側・使用者側と個別に公益側と協議を進めるという形で、よろしいでしょうか。

〔はい〕の声。

それでは、今年度もそのように進めてまいります。

では、例年どおり労働者側から先に協議を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○労働者側委員

〔はい〕の声。

○部会長

それでは、まず、労働者側と公益で個別協議し、次に使用者側と公益で個別協議を行います。

労働者側は、検討の時間にどのくらい必要ですか。

○労働者側委員

25分いただきたいと思います。

○部会長

では、10時から開始ということで、労働者側との個別協議を始めたいと思います。

事務局は、控室について説明をしてください。

○事務局（足立室長）

個別協議に当たり、待機・検討していただく部屋を、4Fのテレビ会議室と5Fの労働基準部長室を用意しております。

労働者側委員は4Fのテレビ会議室を、使用者側委員は5Fの労働基準部長室をご使用願います。なお、公益側との個別協議は、この会議室を使用いたします。

平沢が労働者代表委員を、山下が使用者代表委員をご案内します。

○部会長

では、ここから休会といたします。

委員のみなさま、控室へご移動願います。

【専門部会休会】

[労使各側に分かれての個別協議]

【専門部会再開】

○部会長

それでは、専門部会を再開したいと思います。

本日の使用者側と労働者側の個別協議について若干ご意見をまとめますと、労働者側は、窯業・土石製品最低賃金と他産業の最低賃金の差が開いてきており、格差是正を前向きに目指したい、連合リビングウェイジに早期に到達させたいといった主張であり、県内窯業・土石製品製造業の事業所の高卒初任給の金額レベルに引き上げを行うべきとの主張でした。

一方、使用者側は、特定最低賃金は産業別の景気動向をみて議論すべきであるとの考えのもと、滋賀県の製造業の景況であったり、昨今のエネルギー・原材料価格の上昇に対する価格転嫁が進んでいない等の懸念も踏まえて、賃金改定状況調査の第4表の水準を参考に引き上げるべきとの主張でした。

以上から本日のところは、合意には至りませんでした。

次回の第2回専門部会においては、労・使双方がさらに歩み寄っていただき、全会一致による金額決定を目指して、労使ともにご協力をいただくようお願いいたします。

なお、次回の個別協議は、労働者側から始めますので、ご検討をよろしく願いいたします。

その他、各委員から何かありましたらお願いいたします。

〔意見なし〕

よろしいでしょうか。

最後に事務局から何かありますか。

○事務局（足立室長）

次回の第2回専門部会は、10月11日（金）午前9時30分から、この場所で開催します。委員の皆様、ご出席、よろしくお願ひいたします。

○部会長

それでは、第1回 滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金専門部会は、これで終了いたします。

お疲れ様でした。